

平成 28 年 5 月 16 日

各 位

大阪府中央区瓦屋町3丁目6番13号
株式会社サイネックス
代表取締役社長 村田吉優
(東証第二部 コード番号 2376)
問い合わせ先
常務執行役員経営管理本部長 鈴木 健
電話 06 - 6766 - 3333

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

企業価値の向上をはかる観点から、議決権を有する監査等委員である取締役を取締役に迎えることで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるためであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 51 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について、ご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化をはかるとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業内容を追加するものであります。また、目的の一部追加に伴い号数を繰り下げるものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等をおこなうものであります。

(3) 機動的な資本政策および配当政策をはかるため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によりおこなうことを可能とする規定を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。

(4) 上記条文の新設、削除および変更に伴う条数の変更のほか、その他所要の変更をおこなうものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日) |

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(22) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(23)</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の、取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(22) (現行のとおり)</p> <p><u>(23) 事務代行業務</u></p> <p><u>(24) 郵便物等の発送代行業務</u></p> <p><u>(25)</u> (現行のとおり)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行のとおり)</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の、監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第24条 (現行のとおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役的全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第29条～第30条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p>第39条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当及び基準日)</u></p> <p>第40条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第32条 (現行のとおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第35条 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第51回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

以 上